

## 長屋王家木簡の醬・味滓請求文書

——『葛氏方』との関連から——

東野 治之

一九八八年から八九年にかけて、平城京左京三条二坊にあった貴族の邸宅跡から、総数約四万点にのぼる木簡が発掘され、その内容から、これが奈良時代初頭の有力皇族、長屋王の邸宅跡と推定された。その後、邸宅の所有者をめぐって若干の異説も唱えられているが、ここが長屋王邸であったことは動かないとみられる。<sup>(1)</sup> 木簡は、大部分、邸宅東辺の溝に廃棄されていた一括資料で、その年代は、木簡の年紀から、和銅四年(七一)以降、靈龜二年(七一六)に至るものであることが判明している。<sup>(2)</sup>

長屋王家木簡約四万点の発掘は、古代史の様々な分野に新史料を提供しつつあるが、医事関係についても例外ではない。すでに周知のものではあるが、左に掲げる二点の木簡のうち、(イ)は八世紀はじめの著名な医師、甲許母(太羊甲許母)を召し出した木簡と考えられ、<sup>(3)</sup> (ロ)は長屋王の近親、竹野女王に女医が従っていたことを示す米支給の伝票木簡である。

(イ)符 召医許母矣進出急々 (表)

五月九日家令  
家扶

(裏)

(符す。医許母を召して進たてまつり出せ。急急。五月九日、家令・家扶)

(口)竹野王子女医二口 (表)

一升半受真木女 (裏)

(竹野王子みの女医二口、一升半。真木女に受く。)

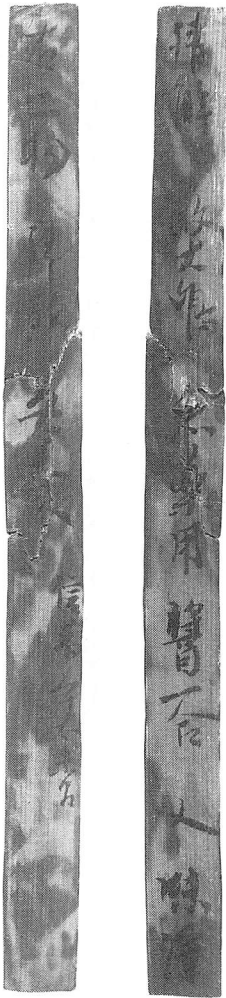
甲許母は、その著名度からいって、典藥寮の医師ないし内藥司の侍医のような地位にあつた人物とみてよからうが、その人物が長屋王家の招きをうけて医療行為を行つたらしいことは、大宝令制初期の医療の実態を知る上に興味深い。養老の医疾令には、五位以上の病に際し、奏聞を経て医師の派遣を許可する規定があるが、木簡に表われた事実は、この規定の実効性を考えるに当たつて示唆を与えるであろう。

また木簡(口)の「女医」も、養老医疾令にみえる女医の制が大宝令制の当初から機能していたことを示す点で意義深い。しかし長屋王家木簡の中には、他にも注目されるべき医事関係の簡がある。本稿では、とくに次の木簡について検討してみたい。

請解 敢大嶋 急薬用 醬一合 又味滓 (表)

右二物請(欲力) □大夫 信者宇太末呂 (裏)

(請い解す。敢大嶋、急薬の用の醬一合。又味滓。右、二つの物請欲こ。□大夫。信者宇太末呂)



長屋王家木簡 (26.8 cm × 2 cm)  
(奈良国立文化財研究所蔵)  
(同 研究所許可済)

この木簡は請求の文書であつて、語順などから判断すると、長屋王家木簡に例の多い、和文で記された木簡の一つとみてよい。<sup>(5)</sup>「□大夫」は発信者、「信者」は、この文書を持参して宛先にもたらず使者のことであろう。<sup>(6)</sup>持参人は、ふつう、「某に付す」の形で書かれることが多いが、長屋王家木簡には他にもう一例、信者と記した左のような文書がある。<sup>(7)</sup>

□大嶋 葉食塩 (表)

解 信者 陌足 (裏)

これも医事に関わるらしいが、折損のため文意を充分にとることができない。

ところで先掲の文書で請求されているのは、急薬として使用する醬一合と、味滓である。醬は今日の醤油の原型で、大豆などを原料とする液体である。<sup>(8)</sup>また単に滓といえば酒滓をさすが、<sup>(9)</sup>ここは「味」を冠しているので、味滓は酒分を充分残した良質の酒滓と推定できる。<sup>(10)</sup>味滓は、「又」を挟んで続く形になっており、これも同じく急薬の用であるのかどうか、疑問がないではない。しかし全体が極めて短文であるので、ひと続きの用件と見、これも薬として請求されたと考えるのが妥当であろう。

そうなるとこの文書は、醬や酒滓が薬用となつたことを示す例といえるが、これはいかなる処方用いられたのであろうか。

まず注意されるのは、『経史証類大観本草』<sup>(11)</sup>(卷二六)にみえる次の記事である。

醬、味鹹酸冷利、主<sub>下</sub>除<sub>レ</sub>熱、止<sub>二</sub>煩滿<sub>一</sub>、殺<sub>中</sub>百<sub>中</sub>葉・熱湯及火毒<sub>上</sub>。

ここには醬の薬効がみえているが、緊急性という点で注目すべきは、「百葉・熱湯及び火の毒を殺ぐを主る」という部分であろう。ただ百葉の毒を消すというのは、あまりに一般的、抽象的であつて、特定の処置に結びつくとは考えにくい。それに対して熱湯や火の毒、即ち火傷との関係は追及してみる必要がある。

近年に至るまで、火傷を負ったとき患部に醬油を塗布するとよいという俗信があつたことは周知のとおりであるが、

これは単なる民間の療法ではなく、古代の医書にその起源があると考えられる。たとえば『医心方』卷十八所引の『葛氏方』に左のような記事がある。

葛氏方、治湯火所灼未成瘡者一方。

(中略)

又方、以豆醬塗之。

また同書所引の『僧深方』も次のような処方をあげている。

僧深方、治火瘡一方。

醬清和蜜塗良。一分醬、二分蜜合和。

火傷に醬を用いるという療法は、これらによつて少なくとも中国六朝時代から行われていたことが知られよう。従つてこれらの医書の受容に伴ない、日本でも早くから知られていたはずであり、醬が入手しやすい材料であることも考えられ、実際に行われていたと推定してよいであろう。特に醬だけを用いる『葛氏方』の処方は、蜜を併用する『僧深方』の処方とは異なり、広い実用性をもつたとしても不思議ではない。先にみた長屋王家木簡の醬は、「急薬」に用いるということから考えて、こうした処方に関係するのではあるまいか。

この推測を傍証すると思われるのが、同じ『葛氏方』が前引の処方に続いて載せる左の処方である。

若已成瘡者方。

(中略)

又方、以好酒洗漬之。

この処方は、火傷が一定の経過を経て、瘡を生じた後の処置に関するものであつて、瘡を良質の酒で洗うことを指示している。これは本来、酒を用いるべき処方であることは勿論であるが、酒滓によつても代用は可能であろう。即ち『方

『葉集』にみえる「糟湯酒」(巻五―八九二番)から、奈良時代には酒滓を湯に溶いて酒として飲用されることがあったと推定されている。<sup>(12)</sup> 木簡に「味滓」とあるのは、先述のとおりこれが酒分を多く含む良質のものであったことを思わせ、充分に酒の代用になりえたとみてよいであろう。即ちこの味滓は、火傷のあとに瘡が出来た段階で用いるべく請求された可能性が高いといわねばならない。

醬のみでは、火傷の治療用とするにはなお不安があったが、右のように考えると、同時に請求された味滓もまた、同じ用途に必要なものとして理解できるわけで、これらは両々相俟って、火傷に対する薬用であったことを裏づけるといえる。この処方知識が『葛氏方』に基づくものであったかどうかは断言の限りではないが、かつて論じたように、奈良時代には『葛氏方』が広く流布していた徴証がある。<sup>(13)</sup> また火傷についての処方を多く載せる『医心方』巻十八、『外台秘要』巻二九をみても、醬の処方と酒の処方を合わせてあげるのは、『葛氏方』(肘後備急方)のみのようであり、『葛氏方』の知識が背景にあったと考えて大過なからう。

こうしてみると、この木簡は、単に中国医書の受容にとどまらず、中国古代医学受容の実態をうかがわせる貴重な史料といふべきである。

### 注

- (1) この遺跡をめぐる諸説については、森公章「長屋王家木簡再考」(弘前大学『国史研究』九六号、一―三三頁、一九九四年)参照。
- (2) 長屋王家木簡の积文は、奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』21(一九八九年)、同23(一九九〇年)、同25(一九九二年)、同27-28(一九九三年)に発表されており、主要なものは同研究所編『平城京長屋王邸宅と木簡』(吉川弘文館、一九九一年)にも掲載されている。
- (3) 拙稿「長屋王家木簡の文体と用語」(小島憲之監修『万葉集研究』一八集、二九一―三二五頁、塙書房、一九九一年)、

- 福原栄太郎「長屋王家形成についての基礎的考察」(『続日本紀研究』二七七号、一九〇三九頁、一九九一年) 参照。
- (4) 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』25(一九九二年) 四頁下段。
- (5) この木簡群の文体については、注(3) 拙稿参照。
- (6) 「信」には使者の意がある。
- (7) 注(4) 前掲書27(一九九三年) 五頁下段。
- (8) 関根真隆『奈良朝食生活の研究』(吉川弘文館、一九六九年) 一九三頁。
- (9) 同右二七一頁の例参照。
- (10) 「味」はウマと読み、ウマシ(よい)の意。
- (11) 木村康一・吉崎正雄『経史証類大観本草』(広川書店、一九七〇年) による。
- (12) 関根真隆注(8) 前掲書二七一頁。
- (13) 拙稿「平城宮木簡中の『葛氏方』断簡」(『日本古代木簡の研究』、一八五〜二〇七頁、塙書房、一九八三年) 参照。

(大阪大学文学部)

# On an Official Message for *Hishio* and *Umakasu*, as Written on a Wooden Tablet Excavated at the Site of the Imperial Nagaya-ō Residence

by Haruyuki TŌNO

A large number of wooden tablets (narrow strips of wood on which official messages are written) from the Nara-period were excavated at the site of the Imperial Nagaya-ō (長屋王) residence in Heijōkyō (平城京, today Nara) during the years 1988 and 1989. On one of these tablets a message is written calling for *hishio* (醬) and *umakasu* (味滓, sake lees) for urgent medical use. As a cited paragraph of the “Geshi Fang (葛氏方)” in the “Ishinpō (医心方)” shows, both *hisio* and *sake* (酒) were used for the treatment of burns. It can be assumed that *hishio* and *umakasu* mentioned on the wooden tablet, were also used for the same treatment at that time. Therefore, this wooden tablet is of precious value as a historical document giving evidence of the acceptance and actual usage of Chinese medicine early in the 8th Century.

(119)